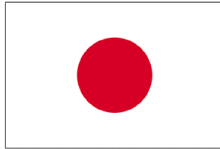


EPA活用マニュアル



・・・日本ベトナムEPA版・・・



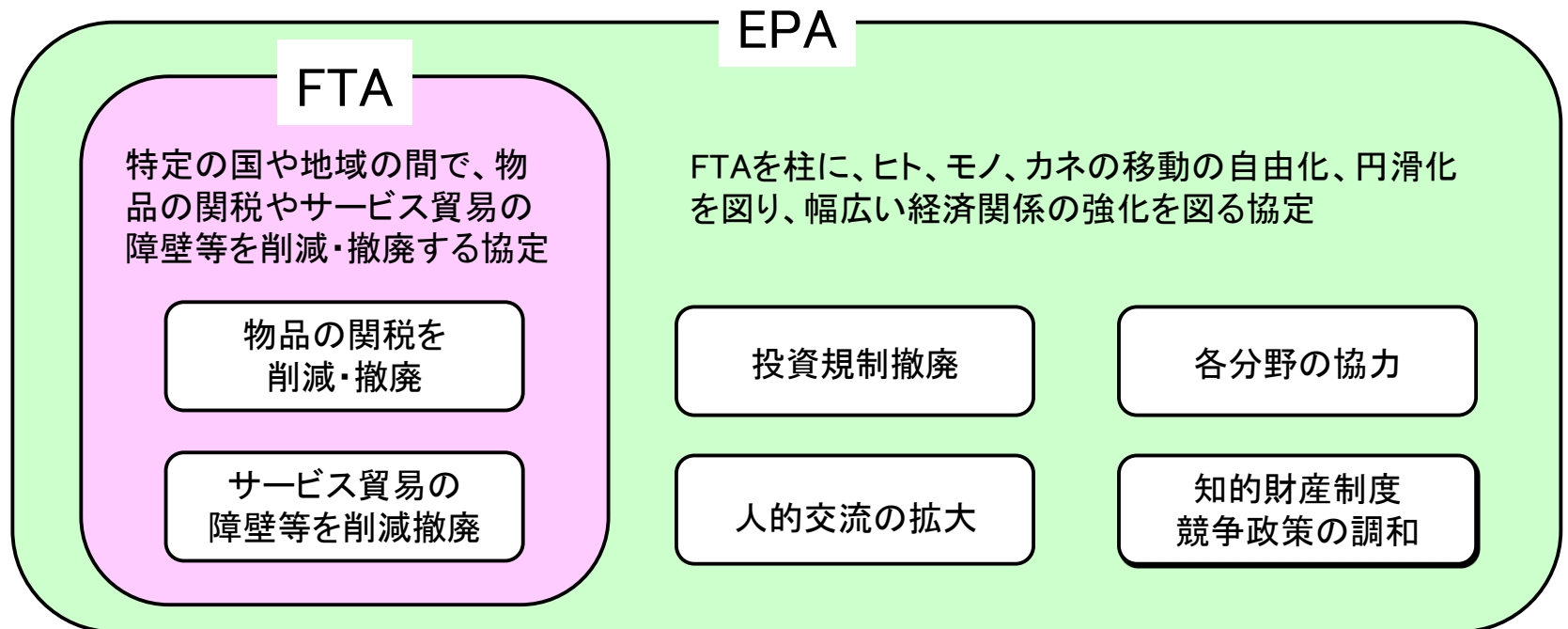
第1部	特恵税率適用までの流れ	02～08頁
第2部	関税率表の見方	09～16頁
第3部	譲許表の見方	17～23頁
第4部	原産地規則とは何か	24～28頁
第5部	原産地証明書の取得	29～35頁
第6部	積送基準、GSPなど	36～39頁

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本ベトナム経済連携協定(EPA)は2009年10月1日発効！

経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



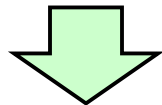
日ベトナムEPAの発効により・・・

★ 日本からベトナムに輸出する物品、および
ベトナムから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある

- 即時撤廃になるもの
- 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
- 段階的に削減するもの
- 割当量以内で減税あるいは無税
- 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
- 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの

★ 日ベトナム(EPA)特恵税率

・・・日ベトナムEPAによって、削減・撤廃される税率



★ ベトナムに輸出(またはベトナムから輸入)する物品の特恵税率を調べ、
特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からベトナムに輸出・・・ベトナム側EPA特恵関税率表を確認
ベトナムから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること
- 2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意!

4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbByCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品目や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので、注意!

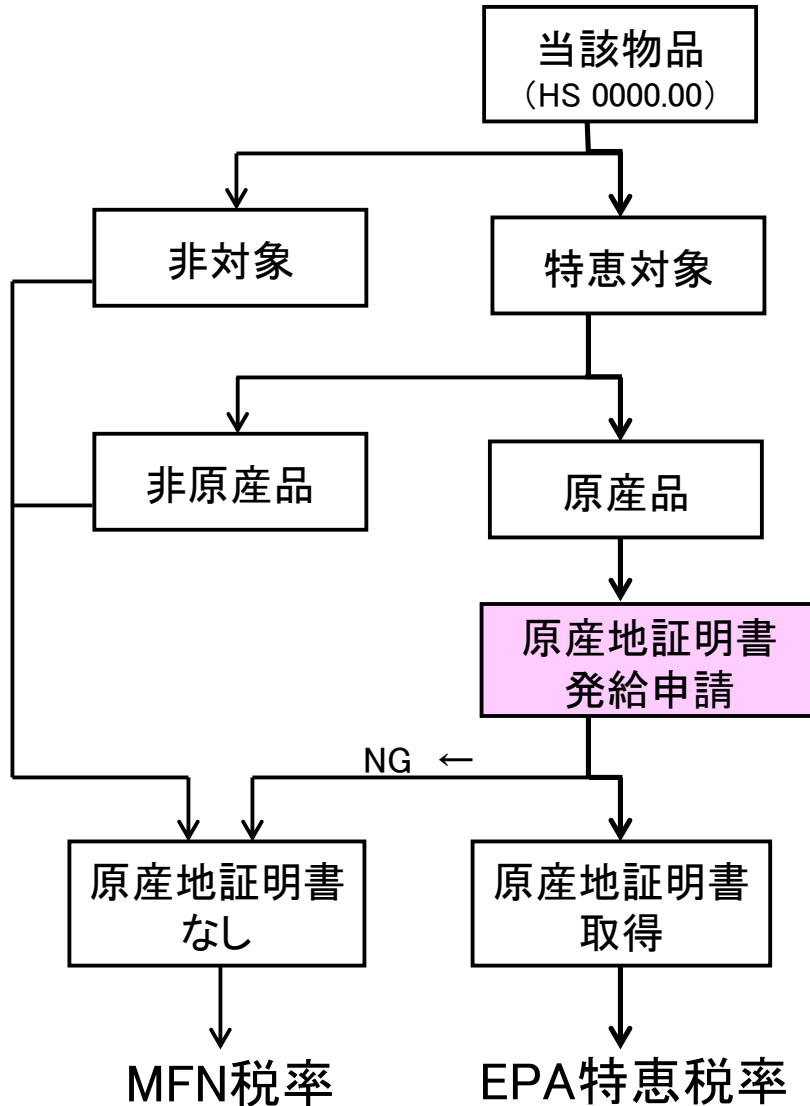
4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

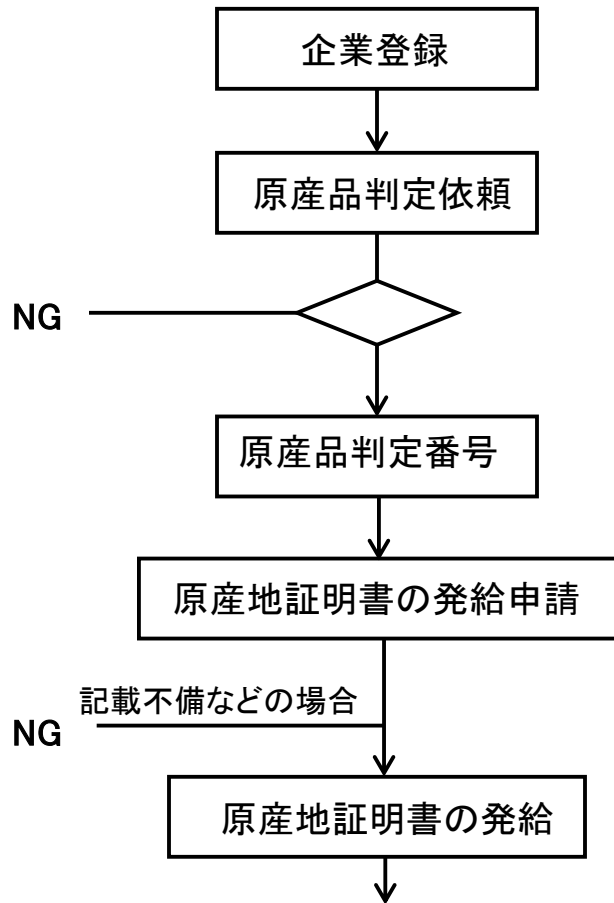
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	ベトナム側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	ベトナムで

原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく ⇒ 「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
 - HSコードとは…すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
 - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
 - 日本の関税率
 - 税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
 - ベトナムなど世界各国の関税率
 - ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁参照)
 - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
 - 「B」の品目は段階的に毎年引き下げ…発効日に最初の引き下げが行われ、以降、毎年4月1日に引き下げられる

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm

「輸入貨物の品目分類事例」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2017年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/
税関「輸出入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

日本の実行関税率表

財務省関税局のウェブサイト
 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

WTO協定税率
暫定税率
基本税率
一般特惠税率(GSP税率)
特別特惠税率(LDC特惠税率)
EPA特惠税率

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
 第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。
 2016年6月7日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description		関税率 Tariff rate														単位 Unit						
番号 HS code		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN	フィリピン Philippines	スロバキア Slovakia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	210			(無税)																				NO
	290	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																		NO
	010.23																							
	100			(無税)																				NO
	210			(無税)																				NO
	290	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																		NO
	010.30000			(無税)																				NO
	010.80000			(無税)																				NO

関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）	
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences） 特惠原産地証明書（Form A）が必要	
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

ジェトロ・ウェブサイトからベトナムの関税率を調べる

世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出

輸出のコンテンツ一覧

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping | Tracking | Manage | Learn | FedEx Office

WorldTariff®

Global trade. Optimized.
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [ログイン](#)

Need to Register?

Access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas.

Register now or learn more about WorldTariff benefits.

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1 866.268.7602
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave., Suite 300
Memphis, TN 38119

WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariffSM HS Number Search

仕向け国 輸出入: Vietnam

品目: 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項: 8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

Submit

Vietnam - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

Section Notes

HS Number	Description	Unit	MFN
8708	PARTS AND ACCESSORIES TO 8705:		
8708.10.10	-- Bumpers and parts thereof		15%
8708.10.90	-- Other		20%
8708.21.00	-- Safety seat belts		20%
8708.92.10	-- Silencers (mufflers) and parts thereof		15%
8708.92.20	--- For vehicles of heading 8708.92.10		20%
8708.92.40	--- For vehicles of heading 8708.92.10		15%
8708.92.90	--- Other		15%
8708.93.50	-- Clutches and parts thereof:	unit	15%
8708.93.60	--- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.93.70	--- For vehicles of heading 8703	unit	20%
8708.93.90	--- Other	unit	10%

品目別原産地規則

- ①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
 - ②どの税率を適用しているかが表示される
- MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

WorldTariffSM HS Number Search

仕向け国 輸出入: Vietnam

品目: 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

項: 8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

Submit

Vietnam - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

Section Notes Chapter Notes End Notes

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	10%	Basis of assessment is duty paid value.
SCT	Exempt	
Used Cars	Exempt	

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	20%	MFN Applied
Algeria	20%	MFN Applied
Angola	20%	MFN Applied
Argentina	20%	MFN Applied
Armenia	20%	MFN Applied
Australia	20%	MFN Applied
Austria	20%	MFN Applied
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	15%	Japan Vietnam Economic Partnership Agreement
Jordan	20%	MFN Applied
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied

譲許スケジュール

Commodity Description	MFN	AJCEP	V/EPA
8708.93.60 --- For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	15%

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

来年度以降のEPA特惠税率は譲許表で調べる

外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/jyobun.html

協定全文

日本側譲許表

品目別
原産地規則

和文テキスト(PDF)

附属書一 第16条に関する表(PDF)

附属書二 品目別規則(PDF)

附属書三 運用上の証明手続(PDF)

附属書四 金融サービス(PDF)

附属書五 第62条に関する特定の約束に係る表(PDF)

附属書六 第63条に関する最恵国待遇免除に係る表(PDF)

附属書七 自然人の移動に関する特定の約束(PDF)

英文テキスト



ホームページ>外交政策>経済

外務省案内 | 渡航関連情報

経済

日・ベトナム経済連携協定

▶ [和文テキスト\(PDF\)](#)

- [附属書一 第十六条に関する表\(PDF\)](#)
- [附属書二 品目別規則\(PDF\)](#)
- [附属書三 運用上の証明手続\(PDF\)](#)
- [附属書四 金融サービス\(PDF\)](#)
- [附属書五 第六十二条に関する特定の約束に係る表\(PDF\)](#)
- [附属書六 第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表\(PDF\)](#)
- [附属書七 自然人の移動に関する特定の約束\(PDF\)](#)

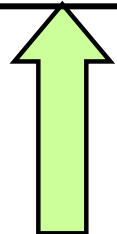
ANNEX1 225頁以降
ベトナム側譲許表

▶ 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定第十条に基づく日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の実施取極」([日本語\(PDF\)](#) [英語\(PDF\)](#))

▶ [英文テキスト](#)

ベトナムの特恵税率はベトナム側譲許表に記載

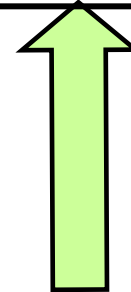
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
08.04	Dates, figs, pineapples, avocados, guavas, mangoes and mangosteens, fresh or dried.			
0804.10.00.00.00	- Dates	40%	B15	
0804.20.00.00.00	- Figs	40%	B15	
0804.30.00.00.00	-Pineapples	40%	B15	
0804.40.00.00.00	-Avocados	30%	B15	
0804.50	-Guavas, mangoes and mangosteens			
0804.50.10.00.00	--Guavas	40%	B15	
0804.50.20.00.00	--Mangoes	40%	B15	
0804.50.30.00.00	--Mangosteens	40%	B15	



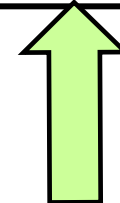
当該品目のHSコード(上6桁は国際共通)
輸出実績があれば過去のHSコードを確認
輸出実績が無ければ税関に問い合わせる
(「関税分類番号の確定」参照)



日本語の品目名は輸出統計品目表で確認
<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2013/index.htm>



基準税率
必ずしもMFN税率に一致しない
必ず最新のMFN税率も確認する



撤廃までのスケジュール
20頁参照



注釈
23、24頁参照

ベトナムの譲許表4欄(区分)

4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目 対象品目は鉄鉱その他の鉱、なめし皮、木材等
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げにより撤廃	段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 n=2,3,4,5,6,7,8,10,12,15,16 初回引き下げ:協定発効日、以降毎年4月1日に引き下げ
B10*	第5欄の注釈の条件に従い11年目の初日から関税引き下げ	段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 対象品目は一部の蓄電池、一部のエンジン等
B12*	第5欄の注釈の条件に従い13年目の初日から関税引き下げ	段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 対象品目は家電用鉄のフラットロール製品等
B15*	第5欄の注釈の条件に従い16年目の初日から関税引き下げ	段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 対象品目:ピストンエンジン部品の一部等
C	協定の発効日から基準税率を適用	関税維持品目:対象品目は二輪トラクター、ラジカセの一部等
P1	協定の発効日から基準税率を適用し、 15年目の初日から5.0%に引き下げ	関税削減品目:対象品目は鉄又は非合金のフラットロール製品の一部等
P2	協定の発効日から基準税率を適用し、 18年目の初日から5.0%に引き下げ	関税削減品目:対象品目は綿織物の一部、パイル編物の一部等
P3	協定の発効日から基準税率を適用し、 16年目の初日から50.0%に引き下げ	関税削減品目 対象品目:ワイン、ウイスキー、ラム酒、ダンプカーの一部、一部のモーターサイクル等
R1	協定発効日から基準税率を適用し、5年目に交渉	関税維持+再協議品目、対象品目は自動車懸架装置およびその部品等
R	協定発効日から対象外とし、5年目に交渉	再協議品目 対象品目:バス車体の部品の一部等
X	対象外(関税撤廃等の譲許なし)	除外品目 対象品目:タバコ、中古空気タイヤ等
*	対象外(ベトナムの国内分類および規則に従う)	除外品目 対象品目:ジーゼルエンジン搭載バスの一部、バスのCKD等

出所:経済産業省「日本・ベトナム経済連携協定と原産地規則について」から一部抜粋

日本の譲許表4欄(区分)

4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目 対象品目: ドリアン、オクラ等
B _n	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げにより関税撤廃	段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 n = 3, 5, 7, 10, 15 初回引き下げ: 協定発効日、以降: 毎年4月1日引き下げ 対象品目: 冷凍ほうれん草、ピーマン、スイートコーン、緑茶等
C	協定の発効日から基準税率を適用	税率維持品目 対象品目: 合板、集成材等
P	第5欄の注釈に定める条件に従い、関税を削減	段階的関税引き下品目 対象品目: トマトソース等
Q	関税割当: 管理方式: 輸出国管理方式 それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。詳細な規則は運用上の規則参照。但し、関税割当により輸入される原産品以外のものはカテゴリ-AからRまでに規定する関税に係る約束の対象から除外。(注)	各年の合計割当数量: 1年目100トン、2年目105トン、3年目110トン、4年:115トン、5年目120トン、6年目125トン、7年目130トン、8年目135トン、9年目140トン、10年目145トン、11年目およびそれ以降各年150トン 枠内税率 12.8% 対象品目: 天然蜂蜜
R	協定発効日から5年目の交渉する	対象品目: かつお、マグロ等
X	対象除外品	対象品目: 米麦、米麦調製品、砂糖、乳製品、牛肉、澱粉、いか等水産IQ品等

(注) 税関ウェブサイト>経済連携協定>経済連携協定における関税割当について>経済連携協定における関税割当の枠の管理方式
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/wariate/gaiyou.pdf

「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) 冷凍の枝豆 HS0710.29.010

日本側譲許・・・B5 (6年6回の毎年均等な引き下げによる関税撤廃)

基準税率・・・6.0%

基準税率 6.0%

X年目の税率の計算

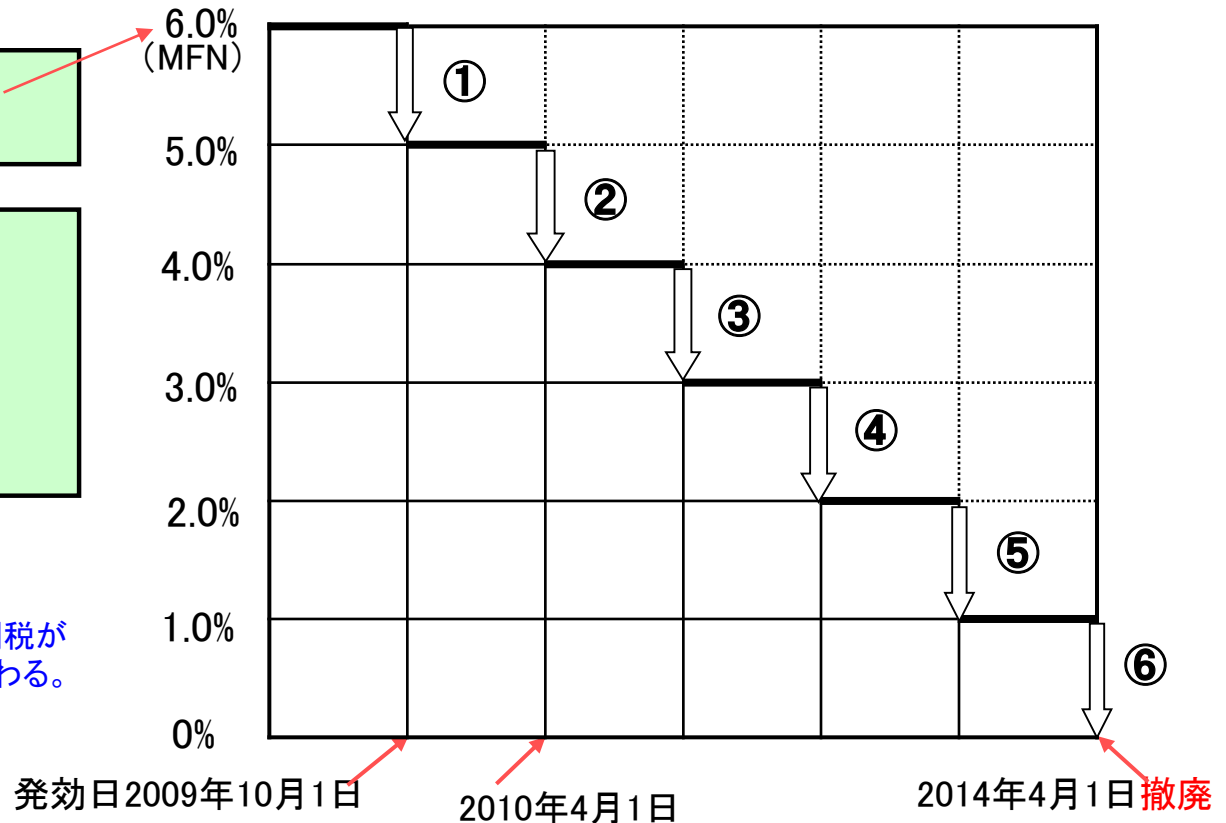
1回目の削減幅

$$6.0 \div 6 = 1.0$$

X年目の税率

$$6.0 - X \times 1.0$$

(注) 協定発効後はEPA特惠関税が
一般特惠関税にとってかわる。



(財) 日本関税協会ウェブサイト掲載資料参考

ベトナム側譲許表5欄(注釈)

5欄	ベトナムの譲許スケジュールに関する注釈
(a)	協定の発効日から基準税率を適用し、11年目の初日に関税撤廃
(b)	(i) 協定の発効日から基準税率を適用 (ii) 6年目の初日から5.0%を適用 (iii) 11年目の初日から無税
(c)	基準税率から10.0%まで10回の毎年均等な引き下げを行い、11年目の初日に関税撤廃
(d)	(i) 協定の発効日から基準税率を適用 (ii) 4年目の初日から10.0%の税率を適用 (iii) 7年目の初日から5.0%の税率を適用 (iv) 11年目の初日から無税
(e)	協定の発効日から基準税率を適用し、13年目の初日に関税撤廃
(f)	基準税率から10.0%まで12回の毎年均等な引き下げを行い、13年目の初日に関税撤廃
(g)	協定の発効日から基準税率を適用し、16年目の初日に関税撤廃
(h)	(i) 協定の発効日から基準税率を適用 (ii) 9年目の初日から5.0%の税率を適用 (iii) 16年目の初日から無税
(i)	(i) 協定の発効日から基準税率を適用 (ii) 11年目の初日から5.0%の税率を適用 (iii) 16年目の初日から無税
(j)	基準税率から10.0%まで15回の毎年均等な引き下げを行い、16年目の初日に関税撤廃

(注) 0.1%未満は四捨五入し、0.1%未満の数字が存在しない場合、或いはパーセントポイント以下の数字はまるめて、一番近い数字とする

日本側譲許表5欄(注釈)

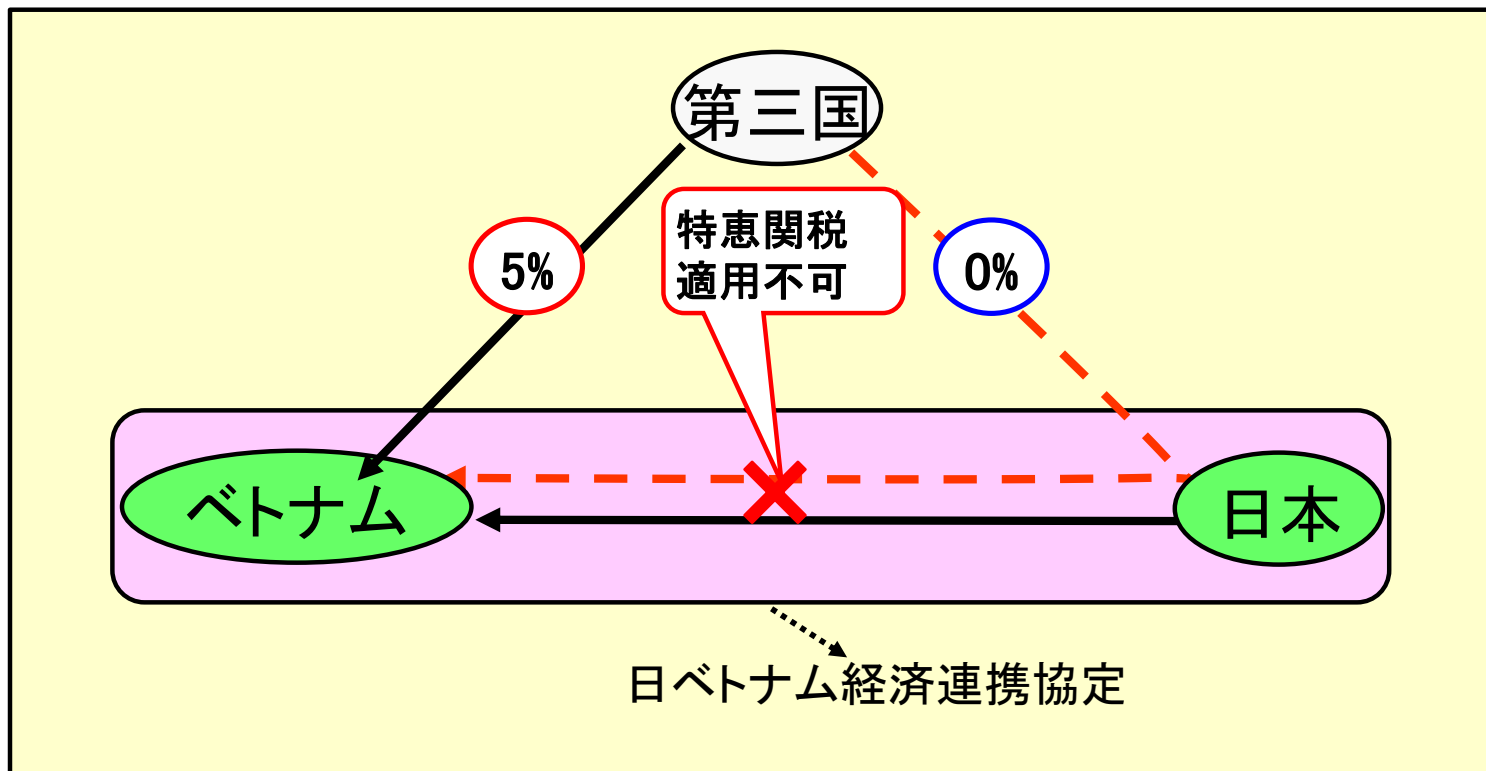
5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
(a)	基準税率から5.0%まで11回の毎年均等な引き下げにより削減
(b)	基準税率から2.4%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(c)	基準税率から4.8%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(d)	基準税率から5.5%まで5回の毎年均等な引き下げにより削減
(e)	基準税率から8.5%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(f)	基準税率から14.9%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(g)	基準税率から15.1%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(h)	基準税率から17.0%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(i)	基準税率から17.2%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(j)	基準税率から19.0%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(k)	基準税率から19.2%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(l)	基準税率から20.7%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(m)	基準税率から23.0%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(n)	基準税率から23.8%まで6回の毎年均等な引き下げにより削減
(o)	(i) 協定発効日から29.3%(その率が1kgにつき22.62円の従量税率より低いときは当該従量税率) (ii) 2年目の初日から28.8%(その率が1kgにつき22.23円の従量税率より低いときは当該従量税率) (iii) 3年目の初日から28.3%(その率が1kgにつき21.85円の従量税率より低いときは当該従量税率) (iv) 4年目の初日から27.8%(その率が1kgにつき21.47円の従量税率より低いときは当該従量税率) (v) 5年目の初日から27.3%(その率が1kgにつき21.08円の従量税率より低いときは当該従量税率) (vi) 6年目の初日から26.8%(その率が1kgにつき20.70円の従量税率より低いときは当該従量税率)

(注) 従価税の場合は、0.1%未満の端数はこれを四捨五入し、従量税の場合は日本国の公式貨幣単位の0.01未満の端数はこれを四捨五入する。但し、この規定は第0703.10号に分類される原産品に課される関税であって、3欄の特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては適用しない。

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-ベトナム経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からベトナムに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



原産品判定基準(1) 日本ベトナム協定の場合

次のいずれかの産品は、協定の原産地規則を満たし、
締約国の「**原産品**」である

(1) **完全生産品**

当該締約国の領域において得られ、または生産される産品
(協定文第25条に定めるもの)

(2) 当該締約国の**原産材料のみから生産される産品**

二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 当該締約国で非原産材料を使用して得られる産品

(A) 一般ルール (一般原産地規則: 品目別規則に規定のない品目に適用)

1. **40%の付加価値基準** 当該産品の原産資格割合(LVC)が40%以上であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

2. **項(4桁)の関税分類変更基準** 当該産品の生産に使用された全ての非原産材料が項(4桁番号)の関税分類の変更が行われた産品

(B) **品目別規則** (3)-(A)の規定にかかわらず、附属書2(品目別規則)に定める**実質的変更基準**を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

1. **付加価値基準**
2. **関税分類変更基準**
3. **加工工程基準**

原産品判定基準(2)

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。日本ベトナム経済連携協定では品目別規則(附属書2)を調べ、原産地規則の記載がない品目は第26条1項の一般規則を満たす必要がある。原産地証明書は、輸出品がこの基準を満たしていることを審査の上、発給される。

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、第26条1項の一般(原産地)規則、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準をみたすもの	鉱工業品 日ベトナム経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準 もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維および繊維製品: 日ベトナム経済連携協定では、繊維の場合は染色が、織物の場合は製織と染色がASEAN諸国で行われることが必要

原産地規則(附属書2の見方)

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部品及び付属品

付加価値基準

8716	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く)並びにこれらの部品	LVC40パーセント又は、 CTSH
8716.10	トレーラー及びセミトレーラー(住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る)	LVC40パーセント又は、 CTSH
8716.20	農業用のトレーラー及びセミトレーラー(積込み機構付き又は荷卸機構付きのものに限る)	CTSH

関税分類番号変更基準

8716.10 (トレーラー、セミトレーラーなど)は関税分類変更基準または付加価値基準の何れかを満たしていれば原産品である
 8716.20 (農業用トレーラー及びセミトレーラーなど)は関税分類変更基準または付加価値基準を満たしていれば原産品である

(原文は縦書き)

原産地規則(附属書2の見方)

記号	内 容	備 考
LVC 40%以上	域内原産資格割合40%以上	計算式: $LVC = (FOB - VNM) / FOB \times 100$ LVC: Local Value Content (域内原産資格割合) FOB: Free on Board (FOB価額) VNM: Value of Non-originating Materials (非原産材料総額)
CC	各類、項、号の産品への 他の類の材料からの変更	Change of Chapter (類の関税分類変更基準)
CTH	各類、項、号の産品への 他の項の材料からの変更	Change of Tariff Heading (項の関税分類変更基準)
CTSH	各類、項、号の産品への 他の号の材料からの変更	Change of Tariff Subheading (号の関税分類変更基準)
WO	締約国において完全に得られ、 または生産されていること	Wholly Obtained

(注) 対象品目は輸出締約国で生産された産品であること。

原産地規則を満たしていることを証明する原産地証明書

- ★ 発給機関: (日本側) 日本商工会議所
(ベトナム側) 商工省あるいは各地区の輸出管理課
- ★ 提出時期: 輸入申告時
- ★ 有効期間: 1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス: 受け入れ可
- ★ 遡及発給: あり

(注) ベトナムでは特定原産地証明書(CO)を事後提出することによって関税還付を受けることができるのは、輸入国(ベトナム)税関にてCOの提出が遅れる旨書面にて申告した上で、いったんMFN税率相当の関税を支払い、当該申告日から30日以内にCOを提出した場合。30日経過後のCO提出であってもCOの有効期限(発行日から1年間)であれば、還付を受けることができるが行政罰の対象となる。

- ★ 再発給: あり
- ★ 一般特惠(GSP)の原産地証明書(Form A)の代用は不可
- ★ 200USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合
(日本: 20万円)には、提出を要しない

出所: 日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

企業登録申請に必要なデータ

<企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

<個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼に必要となるデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
 - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
 - ①付加価値基準
 - ②関税分類変更基準
 - ③加工工程基準
 - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書（発給申請の手引き）」より一部抜粋）

原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報 | 氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文) 郵便番号、所在地、電話番号、Eメール等 |
| (2) 輸出者に係る情報 | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等 |
| (3) 輸入者に係る情報 | 企業名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等 |
| (4) 原産品判定番号 | HSコード、原産品名 |
| (5) 輸送手段 | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文) |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報 | インボイス番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法 | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取 |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある | |

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

日本発行原産地証明書記載事項

日本商工会議所
 特定原産地証明書発給申請マニュアル準備編
 71頁
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

The screenshot shows the website interface for the Japanese Chamber of Commerce and Industry (JCCI). The main navigation bar includes 'EPAに基づく特定原産地証明書発給事業' and 'マニュアル' (Manual). A central banner reads '特定原産地証明書発給申請マニュアル' (Manual for Application for Issuance of Specific Origin Certificate). Below this, a flowchart outlines the 7 steps of the application process: Step 1 (Export product HS code), Step 2 (EPA tariff schedule), Step 3 (EPA tariff schedule), Step 4 (Export product HS code), Step 5 (HS code), Step 6 (HS code), and Step 7 (Issuance of certificate). The right sidebar contains links for 'マニュアル' (Manual), 'お問い合わせ' (Contact Us), and '特定原産地証明書発給申請マニュアル' (Manual for Application for Issuance of Specific Origin Certificate).

⑨ 日ベトナム協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
 実際の証明書には印字されません。

1. Reporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(漢文名称、住所、番地)		Certification No. (欄2) 証明番号	Number of pages (欄3) ページ数	
2. Reporter's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: (欄2) ベトナムの輸入者または受入人(漢文名称、住所、番地)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form JV Issued in Japan		
3. Transporter details (Company and route/IT number): (欄3) 輸送手続(知りうる限りで) ※輸送手続を記載しているの欄あり (日本 → ベトナム)				
4. Item number (as necessary), Marks and numbers, Number and kind of packages, HS code, Description of goods: (欄4) 識別番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の種類のよび種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。 ＜特殊包装＞ ※ (この番号の付く) を付記して当該輸出品に当該特殊包装を施している品目は、当該輸出への輸出が有効である品目を入力(カテゴリー) ＜アジア産品輸出材料＞ 輸出品への3種類の番号: ベトナムまたはアジア産品輸出の材料名、工程または作業名、品名		5. Preference criteria (欄5) 特恵基準 特定生産品 (WCO) 輸送手続のみのから記載される品目 (OPE) 非運送材料を使用して包装される品目 最終知照通知 (CTC/LVLC (JSP) - 一般規則 (CTM/LVLC) ＜数量制限＞ 数量 (AGL) 同一の品目及び包装の単位 (LME)	6. Weight or other quantity (欄6) 重量または数量	7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 ①日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ③輸出者発行インボイス番号と日付
Marks and numbers: (アースマーク) 商標、特許番号 ※入力のない欄はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制約文字内で主要語種を入力)、自動的に改行されるため発行ボタンは使用不可。300文字以内の入力の場合は印刷プレビューで確認してください Number and kind of packages: (数量) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制約文字内で主要語種を入力)、自動的に改行されるため発行ボタンは使用不可。150文字以内の入力の場合は印刷プレビューで確認してください		8. Declaration by the reporter (欄8) 輸出者 (過去発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (輸出者発行インボイス受領の場合) インボイスの輸出品で掲げられる品名、品目等(輸出インボイス発行者の名称および住所)が自動印字 (特恵の権利) 特恵輸出が有効な品目になった場合、再発給の際に輸出番号(輸出日)と数量が自動印字		
9. Declaration by the importer (欄9) 輸入者 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate; - the goods described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the goods described above is _____		10. Certification by the competent authority (欄10) 発給(輸出者発給の場合) This is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designate office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ Name of printer: _____ Signature: _____ Company: _____		

ベトナム発行原産地証明書記載事項-1

原産地証明書記載事項① 第1欄-第7欄

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Number of page /</p>		
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名</p> <p>「遡及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ</p>			
<p>3. Transport details (means and route)(if known): 輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p>	<p>積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を、分かる範囲で記入。</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): HS2007年版、6桁</p> <p>それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名</p> <p>品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカレー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各級の産品については、以下の事項を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。) 	<p>5. Preference criteria 特惠基準</p> <p>下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。 ① “WO” ② “CTH”、 “LVC”、 “CTC”、 “SP”のうち適切なもの ③ “PE”</p>	<p>6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量</p> <p>記入は必須。重量は、グロス/ネットのいずれでも可。</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付</p> <p>原則として日本への輸入に用いられるインボイス(第三国インボイスを含む)の番号・日付。ただし、第三国インボイスの番号・日付が不明の場合には、輸出国で発行されるインボイスの番号・日付。</p>	
<p>必要に応じ、DMI(第28条:僅少の非原産材料)、ACU(第29条:累積)、IIM(第35条:同一の又は交換可能な材料)を追記。</p>				

出所:財務省関税局

ベトナム発行原産地証明書記載事項-2

原産地証明書記載事項② 第8欄—第10欄

第8欄

○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合
 ⇒第三国発行インボイス番号が判明している場合
 第8欄に「**産品は第三国でインボイスが発行される**」旨並びに**インボイスを発行する者の名称及び住所**を記入。
 ⇒第三国発行インボイス番号が不明の場合
 第8欄に「**第三国で発行される別のインボイスが使用される**」旨並びに**当該インボイスを発行する者の名称及び住所**を記入。
 この場合、輸入者は税関に対し、取引関係が判明するような資料を提出。

* 原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局により、「**ISSUED RETROACTIVELY**」と記入される。
 * 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下①又は②のとおり。(いずれでも可)
 ① **新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される場合**：
 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。
 ② **当初の原産地証明書の「真正な写し」が発給される場合**：
 第8欄に当初の原産地証明書の発給日及び「**CERTIFIED TRUE COPY**」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。
 ①・②のいずれであっても、「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。

8. Remarks:

9. Declaration by the exporter:

I, the undersigned, declare that: **原産国の国名を記入。**

- the above details and statement are true and accurate
- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate:
- the country of origin of the good(s) described above is _____

Place and Date: _____

Signature: _____

輸出者(又は代理人)による記入。
 ・ 証明書申請の日付
 ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)

Name (printed): _____

Company: _____

ゴム印は不可

10. Certification

It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

Competent governmental authority or, **輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。**

Stamp _____

Place and Date: _____

Name (printed) _____

Signature: _____

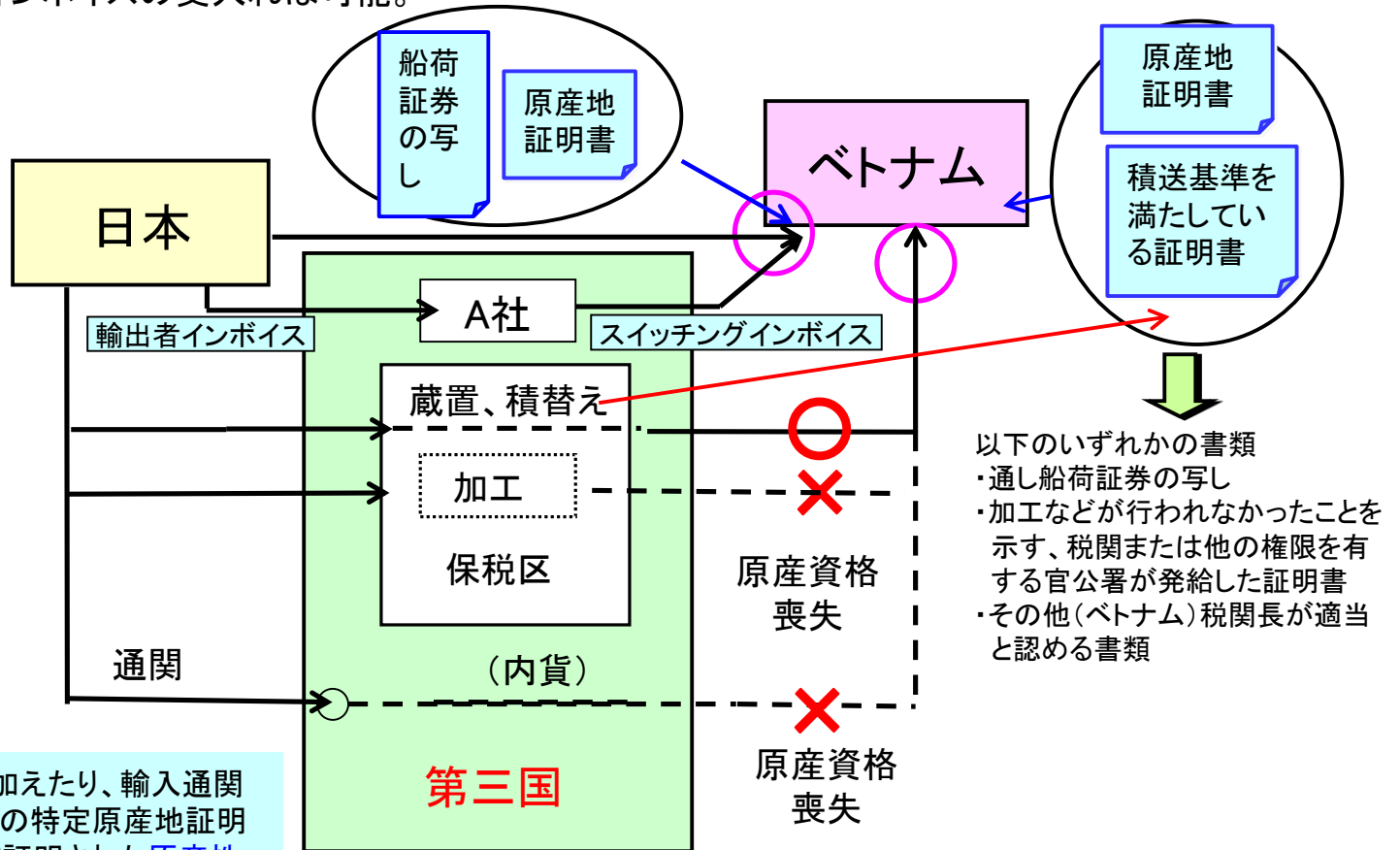
輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。
 ・ 日付(原則として船積日を含めその日から3日以内⇒それより後の発給を遡及発給として扱う。)
 ・ 押印(手押し又は印影の形状の印字)
 ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)

ゴム印は不可

出所:財務省関税局

積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送することを要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能。



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、たとえ輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

一般特惠（GSP）税率適用品目の扱い 日本に輸入する場合

GSP税率適用対象品目のほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、GSP特惠関税のほとんどは日本ベトナムEPA特惠関税に取って代わり、該当品目は日ベトナムEPA品目別原産地規則における原産地証明書が必要になる。

GSP原産地規則における原産地証明書 (Form A)



日本・ベトナム協定品目別原産地規則における特定原産地証明書
(Form JVEPA)

2017年4月現在日ベトナムEPA特惠税率および日ASEAN EPA特惠税率の適用対象外（除外）であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は、15品目、日ベトナムEPA特惠税率または日ASEAN EPA特惠税率の適用対象品目であって、一般特惠税率の適用が可能な品目が35品目ある。これら品目は、従来のGSP原産地規則における原産地証明書 (Form A) が必要。

最新の具体的品目：税関HP「一般特惠税率の適用が可能な品目（対ベトナム）」参照
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/vietnam.pdf

ベトナム側情報

ベトナム政府商工省

http://webtr.vecita.gov.vn/?Page=News_Detail&ChannelID=75&ArticleID=256

The screenshot shows the official website of the Ministry of Industry and Trade of the Socialist Republic of Vietnam. The page is titled "Viet Nam FTAs" and is part of a navigation menu that includes "Home MOIT" and "Benefits of FTAs". The main content area is titled "Free Trade Agreements" and lists several agreements, including ASEAN Trade in Goods Agreement, ASEAN - China (ACFTA), ASEAN - Japan (AJCEP), ASEAN - Korea (AKFTA), ASEAN - India (AIFTA), Viet Nam - Japan (VJEP), and ASEAN - Australia - New Zealand. The "Viet Nam - Japan (VJEP)" agreement is selected, and its details are displayed, including the Preamble, Full text of the Agreement, and Annexes 1 through 7. The Preamble states: "Japan and the Socialist Republic of Viet Nam (hereinafter referred to in this Agreement as 'Viet Nam')". The Full text of the Agreement is titled "Agreement between Japan and the Socialist Republic of Viet Nam for an Economic Partnership" and is available in PDF format. The Annexes are listed as Annex 1 through Annex 7.

関連マニュアル等

「原産地規則の概要」 財務省関税局業務課編

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/vietnam/shiryou_gensanchi.pdf



日ベトナム経済連携協定 原産地規則の概要



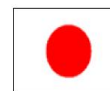
平成21年10月
(平成23年7月：一部改訂)
財務省関税局業務課

「原産地規則について」 経済産業省編

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/vietnam.pdf>



日本・ベトナム経済連携協定と 原産地規則について



2009年9月

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice>

不許複製 禁無断転載